

平成 29 年度県立中央病院構内等除排雪業務委託契約書案

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、岩手県立中央病院構内等の除排雪業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第 1 甲は、岩手県立中央病院構内等の除排雪業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、委託業務の実施にあたっては、別紙「除排雪業務委託仕様書」に基づき、委託業務を誠実に実施しなければならない。

第 2 契約単価は、次のとおりとする。ただし、委託料に係る消費税及び地方消費税額については、請求の時点で加算して請求するものとする。

除排雪用機械名	単 位	契約単価（税抜）
モーターグレーダー 3. 1 m	1 時間あたり	円
トラクタショベルホイール型 0. 8 m ³	1 時間あたり	円
トラクタショベルホイール型 0. 4 m ³	1 時間あたり	円
ダンプトラック 10 t	1 時間あたり	円
ダンプトラック 4 t	1 時間あたり	円
ダンプトラック 2 t	1 時間あたり	円

第 3 委託契約期間は、平成 年 月 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

第 4 契約保証金は、契約単価毎に見込時間を乗じた金額の合計に 100 分の 108 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上として、 円以上を納めるものとする。

第 5 甲は、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要であると認めた場合は、甲の指示を受けるものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置したときには、その結果を甲に報告するものとする。

第 6 乙は、毎回の委託業務が完了した都度、甲に連絡するとともに、様式 1「委託業務完了報告書（日次）」を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。また、毎月の委託業務が完了したときは、様式 2「委託業務完了報告書（月次）」を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 甲は、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

第 7 乙は、毎月の委託業務を完了した場合は、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、受理の日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

第 8 甲は、自己の責めに帰すべき理由により約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払い額につき、年 2. 7 パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第 9 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかった場合は、履行しなかった委託業務に相当する額につき、年 2. 7 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

第 10 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 委託業務を実施することができなくなったとき。
- (2) 第5及び第6の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (3) 正当な理由なくしてこの契約に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

- (5) その他正当な理由なくしてこの契約に違反したとき。

第11 乙は、その都合によりこの契約を解除しようとするときは、3箇月前までに書面をもって甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

第12 乙は、委託業務の遂行のため使用する機械、器具についてあらかじめ甲の承認を受けなければならない。

第13 乙は、甲の許可又は承認を得て甲の施設及び各種設備を使用することができる。ただし、甲の承認を得ないで施設内に自己の設備を取り付けてはならない。

第14 乙は、委託業務の実施に当たり甲の施設及び各種設備等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第15 乙は、委託業務の実施に当たり甲の施設及び各種設備等に損害を与え、又は第三者に対して損害を与えた場合は、その損害賠償の責めを負わなければならない。

第16 乙は、委託業務の実施に当たり従事者が次の各号に該当する行為をしないよう十分指導し監督しなければならない。

- (1) 院内の風紀をみだし又は安全、衛生、その他の院内規律に反すること。
- (2) 病院敷地内で喫煙すること。
- (3) 業務上必要のない場所に立ち入り若しくは許可なく器物等を移動し持ち出すこと。
- (4) 院内で知り得た甲及び所属職員並びに患者の秘密を他人に漏らすこと。

第17 乙は、業務の実施に当たり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」を遵守し、乙の代表者、代理人、またはその他の従事者は、この契約期間中及び解除後も委託

業務の実施に当って知り得た機密を第三者に対して漏洩してはならない。

第18 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たものについてはこの限りでない。

第19 乙は、この契約により生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第20 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第21 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者 岩手県立中央病院長 望月 泉 印

岩手県盛岡市〇〇町〇〇番〇〇号

乙 〇〇会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇

代理人 岩手県盛岡市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇会社〇〇〇〇 〇〇営業所
〇〇営業所長 〇〇 〇〇 印